

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	31 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	55 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名 等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年6月から同年12月まで

私は、昭和63年4月に国民年金加入して以降、会社を辞めた後は再加入の補填を行ない、国民年金保険料は、遅れることなく納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月に国民年金被保険者資格を取得して以降、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金への切替補填及び国民年金加入中の住所変更の補填を適切に行っているとともに、国民年金の加入期間に係る国民年金保険料は申立期間を除き納付していることが確認できることから、申立人の年金に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るA市の平成2年度の滞納一覧表によると、申立期間直後の平成3年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年4月30日に納付していることから、当該日までに国民年金の再取得の補填が行われたものと推認できることから、オンライン記録によると、同年7月9日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の年金に対する意識の高さを踏まえれば、当該納付書により保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

災害で、自宅と夫が営んでいた店舗は全壊し、収入の糧も無くなった。被災者は、国民年金保険料の免除手続を行うことができると教えられたので、「り災証明書」の交付を受けた平成7年2月に、当時、災害で混雑を極めていたA市B区役所で免除手続を行った。災害後、私たち夫婦は転居を繰り返さざるを得ず、現在、その承認通知書等の資料は所持していないが、3年ほど前に、療養することとなり、このままでは心残りです納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁（当時）の通知では、当該災害で災害救助法の適用を受けた地域の被災者である第1号被保険者は、国民年金保険料の免除を受けるとされており、その免除期間は、平成6年12月から8年3月までの間において必要と認められる期間であるとされていることから、申立期間と一致する。

また、A市では、当時、上記の通知を受けてその指導を行っていたとしており、災害で被災した国民年金被保険者は、国民年金保険料の申請免除ができることを教えられてその手続を行ったとする申立人の主張内容と符合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私は、昭和40年6月に国民年金に加入し、途中で妻が会社を退職して厚生年金保険から国民年金に切り替えた後も、忘れることなく夫婦の国民年金保険料を集金人に納付してきた。

記録を確認したところ、昭和44年度の国民年金保険料が未納であることが分かった。当時の保険料を納付した証拠となるものは残っていないが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、全て保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和47年度欄（12か月）には、全てに検認印が確認できるのに対し、申立人に係る特殊台帳では、同年度は未納と記録されていたことから、平成12年8月9日付けで同年度の納付記録が未納から納付済みへと変更されていることが確認でき、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の前後を通じて住所及び勤務先など生活状況に特に変化はみられない上、申立人が記憶する納付方法は、当時のA市における現年度保険料の納付方法とも一致することから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年6月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C支店における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（31年6月1日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和31年6月1日から同年11月1日まで

私は昭和29年3月20日頃、親戚が常務取締役をしていたA社に入社し、44年9月頃まで、A社C支店にて継続して勤務しており、申立期間①及び②について、記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は、A社C支店において昭和29年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年6月1日に同資格を喪失後、同年11月1日に同社において同資格を再取得しており、同年6月から同年10月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②において、継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、当該期間について、「継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変更は無かった。」と供述しているところ、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、当該期間の始期の昭和31年6月1日に資格を取得し、32年4月15

日に資格を喪失している元同僚は、「C支店に転勤した時には、申立人はすでに勤務しており、私がC支店で勤務している間、申立人は、ずっとD業務の仕事をして勤務していた。」と証言している上、当該期間において継続して被保険者記録が確認できる元同僚は、「当時の従業員は全員正社員であった。申立人は当該期間において、長期休暇をとることや一時期退職することもなく、正社員としてD業務の仕事継続して行っていた。」と証言している。

さらに、上記被保険者名簿によると、当該事業所が適用事業所となった昭和26年5月1日から申立期間②の終期である31年11月1日までに被保険者資格を取得している53人の記録のうち、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、再取得している記録を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は当時の資料は保存しておらず、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いため、不明であるとしているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年6月から同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和29年3月16日から勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社C支店に係る被保険者名簿から、上記53人中、所在が確認できた11人に申立人の申立期間の厚生年金保険の加入状況等について照会し、5人から回答があったものの、当該期間において申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得ることができない上、そのうちの一人は、「自身の入社日と資格取得日に相違がある。」と証言している。

また、申立人が申立人より入社日が前後していたと供述する元同僚の4人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同日である上、上記被保険者名簿で、昭和28年10月1日から29年5月1日までに資格を取得してい

ることが確認できる被保険者6人の払出日は申立人と同日の同年6月25日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所では全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなく、ある程度の人数をまとめて加入させていたと考えられる。

さらに、B社は当時の資料は保存していないとしており、これらを確認できる関連資料及び周辺事情も無く、申立人の厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に当該事業所において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

私は、平成 17 年 4 月 1 日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、18 年 5 月に同社B店から同社C店に異動になったため、通勤手当が増え、同社が社会保険事務所、健康保険組合及び厚生年金基金に月額変更届を提出した。

しかし、申立期間に係る平成 18 年 8 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額が国の記録 (22 万円) と厚生年金基金の記録 (24 万円) とが相違している。標準報酬月額 24 万円に相当する厚生年金保険料額が給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳の記録により、申立人は、申立期間について、24万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、事業主は、申立人の標準報酬月額を17万円から24万円に改定する届出を同僚3人と共に行ったが、社会保険事務所は、申立人の従前の標準報酬月額は22万円であり、2等級以上の変動が認められないため、申立人に係る月額変更届については、標準報酬月額の改定の要件に該当しないとする厚生年金保険被保険者標準報酬月額改定通知を、平成18年8月2日付けで同社に行っていることが、オンライン記録により確認できる。

一方、A社が保管する厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、

申立人を含む3人については、「7月より月変」と押印されていたが、「4月昇給5月払 8月月変まち」の記載があることから、申立人を除く二人については、「7月より月変」の押印が消去されているが、申立人については、消去されていないことが確認できる。

しかしながら、申立人と上記の消去が確認できる同僚とに昇給等の相違は認められない上、年金事務所は、「申立人についてのみ押印が消去されていない理由は、不明である。」と回答しており、申立人に係る事務処理が不適切であったと認められる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額が22万円となっているが、厚生年金基金の当該期間の標準報酬月額は24万円となっている上、当該届出用紙は複写式であり、厚生年金基金に提出されたものと同一のものが社会保険事務所に提出されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については24万円とする届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間のうち当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年6月から同年8月までは100円、同年9月から20年7月までは110円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月15日から20年8月31日まで

私の夫は、昭和19年1月15日から20年8月31日までA社で勤務したが、この間の年金記録が全く無い。当時の辞令があるので、調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が保管するA社の辞令によると、申立人は、昭和19年1月15日に同社においてC職に任じられ、同年8月1日に昇給し、20年8月31日に退職していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和19年6月1日から20年8月31日までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、A社B工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日の記載は確認できないものの、19年6月1日に同資格を取得し、同年9月に標準報酬月額等級が改定されていることが確認できる。

さらに、上記のとおり、申立人のA社における辞令から、申立人は、昭和20年8月31日に同社を退職していることが確認できる上、仮記号設定事業所名簿から、同社B工場が同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、上記の払出簿に記載されている22人のうちの3人については、

申立人同様、旧台帳に同社における被保険者資格喪失日の記載が確認できないこと、及び22人のうち19人については、旧台帳に資格取得日及び資格喪失日の記載が確認できるにもかかわらずオンライン記録が確認できないことから、社会保険事務所（当時）は、申立期間当時の同社に係る年金記録の管理を適正に行っていなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録から、昭和19年6月から同年8月までは100円、同年9月から20年7月までは110円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和19年1月15日から同年6月1日までの期間については、申立人のA社における辞令から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、昭和19年1月15日から同年6月1日までの期間について、申立人を記憶している元従業員を確認できない上、A社の承継会社であるD社は、当時の関係書類を保存していないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が昭和19年1月15日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和19年1月15日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月15日は41万8,000円、17年3月15日は7万9,000円、18年12月15日は40万円、19年3月15日は8万6,000円、同年7月14日は34万9,000円、同年12月14日は41万2,000円、20年3月14日は8万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年3月15日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年3月15日
⑤ 平成19年7月14日
⑥ 平成19年12月14日
⑦ 平成20年3月14日

私は、A社に平成8年4月から21年3月まで勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額

及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社が保管する賞与明細書の厚生年金保険料控除額から、平成16年12月15日は41万8,000円、17年3月15日は7万9,000円、18年12月15日は40万円、19年3月15日は8万6,000円、同年7月14日は34万9,000円、同年12月14日は41万2,000円、20年3月14日は8万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を63万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、63万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を58万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、58万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、48万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を43万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、43万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社が提出した在籍証明書のとおり、昭和35年4月1日から平成9年4月25日まで継続してA社で勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていた。

しかし、オンライン記録では、A社からB社に出向した際の昭和38年9月の1か月の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、事業主からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社及び同社のグループ会社に継続して勤務し(昭和38年10月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和38年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難い

ことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）D支店における資格取得日に係る記録を昭和26年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月27日から同年4月1日まで

私は、昭和22年5月15日から60年4月30日までA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたので、同社C支店からD支店に異動した際に生じた厚生年金保険の加入記録の欠落を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和26年3月27日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和26年4月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和30年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から同年5月20日まで

私は、昭和27年4月1日から62年2月1日までの間、A社に継続して勤務していた。30年4月にC支店からD支店に転勤したが、同支店における資格取得日が30年5月20日となっている。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管する人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和30年4月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D支店における昭和30年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、

明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和57年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月21日から同年2月21日まで

私は、昭和56年3月30日から57年2月20日までA社に継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年1月21日になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録及びB社から提出された労働者名簿から、申立人は、昭和57年2月20日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主は「雇用保険と厚生年金保険の届出は同時に行っていた。」と回答しているところ、当該事業所の元従業員に係る雇用保険の加入記録によると、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録を有する元従業員全員の離職年月日はオンライン記録と符合する。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書に記載された当該退職日（昭和57年2月20日）以前6か月間の賃金額は同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和19年10月1日に、A社に入社し、48年4月29日まで継続して勤務していたが、25年9月1日にD社（A社が名称変更）E支店に転勤した際に、1か月の欠落が生じていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時のD社発行の社内報における人事異動の記載、手帳の記載及び雇用保険の加入記録などから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和25年9月1日にA社C支店からD社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和25年7月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は「当社は、統合や合併を繰り返しており、申立期間当時の記録が無く不明。」としているが、事業主が昭和25年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事

務所は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日から19年5月21日まで

ねんきん定期便によると、私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円、保険料納付額は7,174円と記録されているが、給料明細書から確認できる月給、保険料控除額とは違っているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、申立てどおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から20年8月21日まで

私は、平成19年5月にA社へ入社し、20年8月に退職するまでの間のうち、19年6月から20年8月までの月給は18万円であり、一度もそれ以下になることはなく、また、厚生年金保険料も毎月同額を控除されていた。

しかし、申立期間の標準報酬月額が13万4,000円とされているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間について、申立人から提出のあった申立期間に係る給与支払明細書及びA社の元事業主から提出のあった平成19年分及び20年分の賃金台帳を見ると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を上回っている。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書及び賃金台

帳において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、18 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、A社の元事業主は履行したとしているが、年金事務所及び同社が加入していたB厚生年金基金が保存している平成19年の標準報酬月額の定時決定に当たっての届書控えにおいて、事業主が社会保険事務所（当時）及び同厚生年金基金に届け出た標準報酬月額は13万4,000円であることが確認できることから、事業主は、給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D営業部における資格取得日に係る記録を昭和25年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月23日から同年6月1日まで

私は、昭和24年4月1日にA社に入社し、60年5月8日に定年退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録に欠落があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る社員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年5月23日に同社C支店から同社D営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D営業部における昭和25年6月の社会保険出張所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年1月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月28日から同年2月5日まで

私は、昭和25年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、62年4月30日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、38年1月28日に同社D支店から同社C支店に異動したにもかかわらず、同支店における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年2月5日とされ、同被保険者記録が1か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人の在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、A社において継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述内容、同僚のA社D支店と同社C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日及び資格取得日の記録から、昭和38年1月28日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資

料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月12日から同年5月1日まで

私は昭和48年4月1日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在籍証明書、職員カード、C健康保険組合が発行した申立人に係る健康保険被保険者加入証明書及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録によると、A社D工場は昭和53年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同社同工場に係る同記録により304人を調査したところ、282人については同日に、同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社D工場において同資格を再取得していることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和53年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（後に、A社C事業所）における資格取得日に係る記録を昭和46年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和35年4月から平成13年6月までA社において継続して勤務していたが、昭和46年3月21日付けでD市の本社からE市の工場に異動の際、申立期間の被保険者記録が欠落しているため、記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する在籍証明書及び従業員詳細情報、F健康保険組合発行の組合加入証明書、申立人に係る雇用保険被保険者加入記録並びに元同僚二人の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年3月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行

ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月30日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月1日付けでB支店からC支店に転勤したが、同年3月分の厚生年金保険の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の陳述及びA社の回答から、昭和43年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から51年3月まで

私は22歳頃まで住み込みでA職をしていたが、一人前になったので母親と同居した。その時、国民年金は国民の義務だから加入するように母親から言われ、母親が加入手続を行ってくれた。その後、自宅に集金人が来て、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

5年前、私は病気になり働けなくなったので保険料の免除を受けた。その時、母親が納付してくれていた期間が未納とされていることを知り大変驚いた。納付していることを証明する領収書等はないが、確かに納付しているはずなので、詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、23歳になった頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日により、51年2月頃に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、現年度納付することが可能であった昭和50年度については、申立人に係る同年度のB市の国民年金収滞納一覧表には現年度納付の記録は見当たらない上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の

国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から61年10月までの期間、62年2月から同年5月までの期間、平成2年4月から同年10月までの期間及び7年12月から11年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年3月から61年10月まで
② 昭和62年2月から同年5月まで
③ 平成2年4月から同年10月まで
④ 平成7年12月から11年2月まで

私は、会社を退職したので、区役所で国民年金保険料の全額免除の申請手続を行った。申立期間の国民年金の免除申請手続は、毎年、区役所で行っており、このことは、私個人の手帳の当該日付欄に「区役所」と記載して記録している。

申立期間が未納又は未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年10月に払い出されており、昭和54年2月から平成3年3月1日までの期間における申立人の国民年金被保険者資格の取得・喪失の記録が、同年10月14日に追加入力されたことから、この時点で、申立期間①、②及び③は、国民年金の未加入期間と考えられ、制度上、国民年金保険料の免除ができない期間となること、ii) 申立期間④については、オンライン記録では未加入期間とされており、A市においても当該期間に係る申立人の国民年金収滞納一覧表は確認できないこと、iii) 申立人が所持する個人の手帳には、「区役所」との記載等は確認できるものの、当該記載内容をもって、国民年金保険料の免除手続が行われたものとまでは判断できないことなどから、既に当委員会の決

定に基づき、平成 22 年 3 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料の申請免除を行った日を、手帳に「区役所」と記載していたとして、再申立てしている。

しかしながら、前回決定のとおり、申立人が国民年金保険料の免除を受けるためには、国民年金被保険者資格を取得し、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたのは平成 3 年 10 月であり、申立人は、この時点まで国民年金の被保険者となっていなかったことから、申立期間①、②及び③について保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

また、申立期間④について、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 3 年 10 月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことから、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うには、改めて国民年金に加入することが必要であったが、その形跡は見当たらず、申立人は、当該期間の申請免除を行うことができなかったものと考えられる。

これらのことから、申立人の今回の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年7月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年7月まで

昭和52年8月に国民年金の任意加入の手続きを行い、その後、A市役所B出張所の窓口で国民年金保険料を納付する際、納付書に加入手続前の期間である同年4月から同年7月まで期間が含まれていたため、その期間の保険料も納付して良いか確認したところ、良いとの回答があったので、同年4月から同年9月までの保険料を納付した。

年金記録を確認したところ、昭和52年4月から同年7月までの国民年金保険料について、資格取得日より前の保険料は納付できないことから、還付されているとの回答であったが、私は、保険料の還付について市役所や社会保険事務所（当時）に請求しておらず、還付金を受け取っていない。申立期間について、還付済であるという記録に納付できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付された記憶は無いと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収書を所持しているものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、昭和52年8月29日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の資格取得日にも同日の記載があることから、申立期間は国民年金に未加入であり、当該期間の保険料は、同市の事務誤りによる誤納付であったものと推認できる。

また、還付整理簿によると、申立期間の国民年金保険料については、誤納付

を理由として、相当額である8,800円を、昭和53年1月13日に還付決定され、同年1月25日付けで申立人に対して支払われた旨の記載があり、還付金額及び決定から支払までの日数など還付整理簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人から、還付を受けた記憶が無いという主張のほか、還付金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から同年 11 月まで

私は、母親から国民年金の加入を勧められ、会社を退職してすぐに、A 市役所へ赴き、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、A 市 B 地区の C 郵便局で毎月、納付していたにもかかわらず、未加入期間とされていることに納付できないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで D 県内の全てについて申立人氏名で検索したが、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であることが確認できることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から平成3年3月まで

私は、昭和62年*月頃、20歳から国民年金の加入義務があることを知り、また、当時の勤務先から個人で国民年金に加入するように言われていたので、A市役所B支所へ母親と一緒に出向き、国民年金の加入手続を行ったと思う。

私は、申立期間の保険料について、送付されてきた納付書に現金を添えて、毎月、主に勤務先近くの郵便局で納付していたと思うので、申立期間の納付記録が無く、未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月、郵便局等で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月頃に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間のうち、平成元年3月以前の国民年金保険料は既に時効により納付できない期間であり、元年4月から3年3月までの保険料は過年度納付によることとなるが、申立人は、毎月、現年度納付していたとしており、遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から57年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から57年1月まで

昭和55年6月の結婚をきっかけに、夫が、私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。国民年金保険料の納付は、口座振替をしていたと思う。同年11月の資格喪失の手続きは、私自身が行った。

時期は覚えていないが、納付していない期間について、A市役所から納付書が届き、夫に、「自分のことは自分で払うように。」と言われて、泣く泣くまとめて同市役所で支払ったことをよく覚えている。届いた納付書は1枚ではなく、何枚かの綴りになっていて、それぞれに印鑑を押しもらい、受け取ったのが領収書だったのだと思うが、今はその領収書も無い。

かなりの金額を支払ったのに、記録が無いことにどうしても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が未納であった期間について市役所から納付書が届いたので、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和55年11月21日に国民年金被保険者資格の喪失手続きを自身で行ったとしており、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳において、同日の資格喪失の記録が確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和55年6月の加入手続きの際に発行された国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から62年3月までの期間及び同年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から62年3月まで
② 昭和62年7月から平成元年3月まで

私は23歳でA町（現在は、B市）に帰郷し、家業に従事するようになってから、両親は、私の国民年金保険料を納付してくれると言っていた。年金の管理は亡くなった母親が行っており、自営業者にとって、「年金は大切な命綱。」と言っていた母親が、保険料を掛け忘れるとは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学校を卒業後に帰郷し、家業に就くようになってから申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳を見ると、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料を過年度納付したことを示す押印、納付日（平成元年5月23日）及び納付金額（2万2,200円）が記載されていることが確認できるものの、申立期間については記載が見当たらない上、オンライン記録においても、昭和62年7月以降の期間を過年度納

付したとする記録は見当たらない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から7年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年8月まで

申立期間については、妻が、平成7年9月頃、A市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を遡って郵便局で納付したはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、平成7年9月頃、A市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を遡って郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したものの、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻については、平成7年9月26日に国民年金に加入したことがA市に保管されている国民年金被保険者資格取得届書により確認できるが、申立人については、上記の時点では、既にB市に転出していることが申立人に係る戸籍附票により確認できることから、A市役所では国民年金に加入できず、夫婦二人で国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで

私が20歳になった頃、母親が当時の新聞で国民年金保険料を納めていないと障害年金がもらえないことを知り、A市役所B支所で加入手続を行い、C社に入社するまで保険料を納付してくれていた。

領収書は災害で紛失してしまったが、苦しい家計の中から保険料を納付してくれていたのに、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、平成元年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号で、一旦、平成3年4月1日に国民年金被保険者資格を取得し、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付しているものの、その後、同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが判明したことから、同年8月に国民年金被保険者資格が取り消され、当該保険料は同年9月に還付されていることがオンライン記録で確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要である

が、オンライン記録及び国民手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の同手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から平成元年11月まで

申立期間は学生であったので国民年金保険料を納付していなかったが、夫が自営するようになったことを契機に夫婦で国民年金に加入した。その後、A市役所から未納の督促はがきが届いたため、平成5年10月頃に納付書により郵便局で申立期間の保険料を一括して納付した。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から国民年金保険料の未納の督促はがきが届いたため、平成5年10月頃に申立期間の保険料を郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号は、夫婦連番で平成3年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、A市が保管する国民年金手帳払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年11月18日に払い出されていることが確認できることから、この日に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるものの、申立期間の保険料の納付について、申立人に係るA市の国民年金台帳の納付記録欄をみると、納付された記録は見当たらず、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成元年12月から2年9月までの国民年金保険料については、上記の国民年金手帳記号番号の払出後の4年1月17日に一括して納付されていることが確認できるものの、当該時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない。

なお、申立期間の国民年金保険料を納付するには、特例納付によることとな

るが、申立期間当時は既に特例納付は実施されていないことから、申立期間の保険料を一括して納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から62年11月までの期間、63年1月から平成元年12月までの期間、2年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたもの認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年5月から62年11月まで
② 昭和63年1月から平成元年12月まで
③ 平成2年2月及び同年3月

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、年金事務所に確認したところ、未納期間があることが分かりがく然とした。

国民年金保険料については、夫が自営業をしていたので、老後のことを考えて、私が、夫婦二人分の保険料を、金融機関等で毎月、納付書納付しているにもかかわらず、1年のうち1か月だけ納付とされているなどの記録は理解できず、特に申立期間①、②及び③が未納とされている年金記録に納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人自身が、毎月、金融機関等で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間を含む昭和61年度から平成3年度までの間で、国民年金保険料が夫婦共に納付済みと記録されている25か月のうち、12か月は夫婦の納付日が相違している上、夫は現年度納付であるところ、申立人は11か月が過年度納付であり、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①、②及び③の国民年金保険料について、申立人の夫は全て納付済みであり、当該期間45か月の保険料を32回で納付していることが確認できるところ、金融機関等で夫婦同様に納付したとする記録が、申立人のみ全て欠落するとは考え難い。

さらに、申立期間③について、申立人は、申立期間直後の平成2年4月及び

同年5月の国民年金保険料を4年5月1日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるところ、当該日において、申立期間は既に時効により納付することができないため、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで
私が20歳になった頃、母親が、A市役所で国民年金の加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料は、母親が欠かすことなく金融機関で納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和57年*月頃、申立人の母親が、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しており、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、確定申告書を提出している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月7日に姉妹連番で払い出されていることが確認でき、申立人姉妹の国民年金の加入手続きは、この頃に行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続きの状況から、当該加入手続きの時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできない上、昭和59年1月以降は、過年度納付を含め納付が可能であるが、申立人の母親から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親が所持する申立期間に係る確定申告書からは、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を示す記載は確認できない上、ほかに申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことがわける事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

平成5年夏頃にA町役場（現在は、B市）から国民年金保険料の未納通知が届き、父親が役場に行って現金で納めたことを母親から電話で連絡を受けた。当時、未納分の保険料が高額であったことが家族で話題になったことを覚えている。年金手帳に役場職員が貼ったと思われる3枚つづりの領収済通知書がある。申立期間が未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年の夏頃、申立人の父親がA町役場で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳を見ると、平成5年6月25日に届出が行われた旨の記載があることから、この日に申立人の加入手続が行われたものと推認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となり、申立人が所持する同年7月19日付けでC社会保険事務所（当時）が発行した過年度納付書により納付することとなるが、当該納付書は領収済通知書、納付書・領収証書及び領収控の3枚つづりがそのまま残されており、そのいずれも領収印が無いことから、申立期間の保険料は納付されなかったものとみるのが相当である。

また、申立人に係るA町の国民年金被保険者台帳の「理由」欄には、「5.（年）4月より掛けるとのこと。」と記載されており、申立人は、オンライン記録において納付記録が確認できる平成5年4月から国民年金保険料を納付したものとみるのが自然である。

さらに、申立人の父親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和55年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から61年3月まで
私が20歳になった頃、母親が、A市役所で国民年金の加入手続きを行ってくれ、国民年金保険料は、母親が欠かすことなく金融機関で納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和55年*月頃、申立人の母親が、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しており、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、確定申告書を提出している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月7日に姉妹連番で払い出されていることが確認でき、申立人姉妹の国民年金の加入手続きは、この頃に行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続きの状況から、当該加入手続きの時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできない上、昭和59年1月以降は、過年度納付を含め納付が可能であるが、申立人の母親から遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親が所持する申立期間に係る確定申告書からは、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を示す記載は確認できない上、ほかに申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から54年12月までの期間、平成11年12月及び12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から54年12月まで
② 平成11年12月及び12年1月

昭和50年*月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月4日に払い出されている上、A市の国民年金被保険者資格取得・喪失届によると、国民年金の加入手続及び付加保険料の納付申出を同年1月31日に行ったことが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、申立期間①の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、昭和52年10月以降は過年度保険料及び現年度保険料として納付が可能であるが、現年度保険料については、A市の国民年金賦課収滞納一覧表において現年度納付した記録は見当たらず、過年度保険料については、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳においても未納となっていることから、申立期間の保険料は納付されなかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、国民年金保険料の収納事務は電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられるところ、オンライン記録によると、申立期間は未納と記録されている。

加えて、申立人及びその母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から60年9月まで
昭和56年か57年頃、学生でも国民年金が強制加入になったとA市役所から案内が届いたので、私の母親が同市役所で加入の手続きを行い、納付の時期及び金額は定かではないが、20歳までの国民年金保険料を遡って一括納付したと母親から聞いている。5年分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年か57年頃、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、時期は定かではないが、国民年金保険料を一括して納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されていることが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記手帳記号番号の払出しの時点で、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できず、過年度納付が可能な期間はあるものの、申立人には、昭和62年7月8日付けで過年度納付書が作成されており、申立期間直後の60年10月から61年3月までの保険料を62年12月2日に過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、当該納付日において、申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成4年10月まで
私が20歳になったのを契機に、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、平成8年4月に就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となったのを契機に、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年12月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳に「被保険者となった日 昭和59年10月11日（平成6年12月12日届出）」の記載が確認できることから、平成6年12月12日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間直後の平成4年11月から5年3月までの国民年金保険料を上記加入手続き日の6年12月12日に過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立人の母親は、国民年金の加入手続き時点において既に時効となっている申立期間について、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 8 月 27 日まで

私は、昭和 34 年 4 月から 37 年 4 月まで A 社で勤務し、厚生年金保険料を控除されていたのに、この間の年金記録が無いのはおかしい。

また、B 社に勤務していた昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 8 月 27 日までの期間が脱退手当金支給済みとされているが、脱退手当金の制度は知らなかったし、受給もしていないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の当時の元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元同僚 45 人に照会したところ、31 人から回答があり、そのうち 6 人は、被保険者資格取得日が入社したとする日より 1 年以上遅れていることが確認できる。

また、当該 6 人のうち一人は、「A 社入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。私の夫も昭和 32 年から 33 年 7 月ごろまで同社で勤務していたが、日雇い契約であったため同保険には加入させてもらえなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、A 社を退職後、B 社に就職するまでの間、C 事業所に約 1 年間勤務していたと供述しているが、オンライン記録によると、申立

人がA社を退職したとする昭和37年4月の直後の同年5月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年1月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述のB社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後各10ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和40年8月27日の前後おおむね3年以内に同社を退職し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている17人(直後に他の事業所に移った8人を除く。)の脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人(申立人を除く。)に支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約5か月以内に支給決定がなされている上、8人のうち3人は「事業所が脱退手当金の受給手続をしたと思う。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 12 月 19 日から 61 年 1 月 9 日まで
申立期間については、A社のB国へ行く船の船員としてC港から出港した。
船員保険被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記載により、申立人が申立期間においてA社所有の「D丸」に乗船していたことは確認できる。

しかしながら、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人の船員手帳の記載から確認できる「D丸」の船長も既に死亡している上、申立期間当時に被保険者資格を喪失している元同僚のうち、連絡先が判明した二人に対し照会を行ったものの、回答は得られず、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿をみても、申立期間において船員保険被保険者資格を取得した者は確認できない上、船員保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

昭和 20 年 8 月に終戦により A 県から復員し、出社したところ待機を命じられ、同年 10 月から出社するよう指示を受け、復職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が 21 年 4 月 1 日となっており、申立期間の年金記録が無い。当時の同僚の証明書を提出するので調査してほしい。

また、同系列の会社で、人事交流も頻繁に行われていた B 社の名簿も調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 20 年 10 月 1 日から C 社（適用事業所名は D 社。後に E 社）に勤務した。」と主張しており、「申立人は、昭和 20 年 8 月末に復員し、同年 10 月から D 社で一緒に同じ事務所で勤務していた。」旨記載した元同僚による証明書を提出している。

しかしながら、E 社では、「当社は、昭和 39 年 2 月に F 社（現在は、G 社）から分離独立しており、設立以前の資料は保管していない。」と回答しており、G 社に照会しても、「当時の資料は保管しておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した 8 人に照会したところ、4 人から回答を得たが、上記の元同僚のほか一人が申立人のことを記憶していたものの、当該元従業員は、「私は、昭和 21 年 7 月に同社に復職した。」と証言しており、申立人の申立期間当時の勤務状況等に関する証言が得られない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格

取得年月日は昭和 21 年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致する上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においても、申立人の当該事業所における記号番号に係る資格取得年月日は同日と記録されていることが確認できる。

なお、申立人は、「同系列の会社であった B 社とは人事交流が盛んであったので、B 社に厚生年金保険の記録があるかもしれない。」と主張しているが、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 18 年 4 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間に申立人の氏名は見当たらない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認しても、同社において申立期間を含む 19 年 1 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間に資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 7 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 2 月から 46 年 2 月までの間、事業主が同じである A 社(現在は、B 社) 及び C 社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 社及び C 社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡している上、B 社は、「申立期間当時の資料が保管されていないため、申立人の申立てどおりの届出及び申立期間に係る保険料を納付したかについては不明である。」と回答している。

また、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった元従業員 59 人のうち、連絡先が確認できた 22 人に対して照会したところ、15 人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、上記の 15 人のうちの一人 (B 社の元取締役) は、「A 社の事業主は、昭和 36 年頃に同社を譲渡し、C 社を設立した。その際、A 社の何名かの従業員も C 社に移籍した。」と供述しており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。) により、同社の事業主は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、C 社が厚生年金保険の適用事業所となった 40 年 3 月 1 日に申立人を含む元従業員と共に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、A 社に係る被保険者名簿の申立人の記載欄によると、申立人は同社において昭和 37 年 10 月 7 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる

上、遑って資格喪失日の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月30日から同年9月21日まで
② 昭和39年7月17日から同年10月1日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和16年9月に応召し、C国各地を転戦の後、D地に抑留された。帰国後、同事業所に戻ったが、抑留中に資格を喪失させられていた。兵役中は被保険者期間になると聞いていたので納得できない。また、E社（現在は、B社）には39年9月30日まで勤務したが、資格喪失日が同年7月17日になっており、納得できない。いずれも調査の上、被保険者期間を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「D地抑留中に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられた。兵役中は、被保険者期間になると聞いていたので、納得できない。」と主張している。

しかしながら、陸海軍に召集された者について、保険料は徴収しないが、保険給付は行うとした旧厚生年金保険法第59条の2及び勅令第25条の2の適用期間は、昭和22年5月2日までであるところ、F県が発行した申立人に係る軍歴証明書によると、申立人は、23年8月*日にG港を出港、同年9月*日にH港に上陸し、復員したことが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和22年6月に、標準報酬月額がそれまでの390円（13等級）から最低額の100円（1等級）に改定されており、23年7月30日に資格を喪失し、同年9月21日に再び、資格を取得していることが確認できるところ、同名簿において申立人の前後の被保険者200人のうち59人が、申立人と同様に、22年6月に標準報酬月額

が100円に改定され、さらに、申立人と同日の23年7月30日に資格を喪失していることが確認できることから、A社は、多くの従業員について、同年7月30日に資格を喪失させたことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立期間①当時の資料が残っておらず、申立人らの資格喪失の事情は分からない。」と回答している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和39年9月30日まで、E社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、同社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②に被保険者記録を有し、所在が確認できた21人に申立人の勤務実態について照会し、14人から回答があったところ、3人が申立人を記憶していたものの、勤務期間等について明確な証言は得られない。

また、B社が保存している従業員名簿によると、申立人は、昭和39年7月16日に退職していることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 6 月 2 日に A 社に B 職として入社し、学校に入学するため 42 年 9 月 30 日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 41 年 6 月 2 日に A 社に入社し、42 年 9 月 30 日に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の記憶する元同僚及び事業主の妻の供述からは申立人の勤務期間を特定することができない。

しかしながら、A 社は、平成 12 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主から供述を得ることができない上、同社において、昭和 42 年 1 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した元同僚も、「A 社には、当時 B 職は 6 人おり、私はみんなを覚えているが、申立人は記憶にない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 41 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に資格を喪失している上、健康保険証の返納を意味する「証返」の印が確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から22年6月1日まで

私は、終戦で海軍を除隊後、昭和20年11月1日から22年6月1日までA社の管理の下のB社に勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和20年11月1日からA社の管理の下、B社に勤務していた。」と主張しているところ、B社によると、「申立人に係る人事記録等を調査したが、申立人に該当する記録は無く、申立人が勤務していたか否かについては不明である。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和20年11月1日から22年6月1日までに資格を取得した者のうち、連絡先の判明した6人に照会した結果、当該6人から回答があり、そのうち一人は「申立人を記憶しているが、どこで勤務していたかは分からない。」と供述し、残る5人からは申立人に係る供述は得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が記憶している同僚8人は、全員、昭和22年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、前述の回答のあった同僚は、「私は、昭和21年7月頃からB社で働いたが、申立人の従兄弟は私が勤務する前から勤めていた。」と供述しているものの、二人とも、同日に同被保険者資格を取得していたことが確認できる上、同名簿によると、A社では当該同僚を含め57人が同日に同被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、同日にまとめて同被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年

金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和 22 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月11日から同年3月5日まで

私は、昭和23年5月に親戚の紹介でA社（現在は、B社）に入社し、その後、30年3月に結婚退職するまで、ほとんど休むことなく同社で働いていた。

しかし、昭和24年1月11日から同年3月5日までのA(株)での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚に照会したが、申立人が申立期間において同社で勤務していたことを確認することができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及びA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和24年1月11日に被保険者資格を喪失し、その後、同年3月5日に同社同工場と同資格を再取得していることが確認できる。上記被保険者名簿によると、22年4月から24年4月までの期間に同社同工場と同資格を取得した80人のうち11人(申立人を除く。)は、同資格を一旦喪失した後、1年以内に同社同工場と同資格を再取得していることが確認できる。

また、上記11人に照会したところ、回答のあった3人は、いずれも、「A社C工場勤務していた期間と厚生年金保険の被保険者記録は一致する。」と証言しており、そのうちの一人は、「私は途中で一旦同社を退職したが、復職した。」と証言している上、昭和24年頃からA社C工場勤務したとする別の元同僚は、「A社C工場の周辺には同業種の会社が多かったため、一旦他の会社に転職し、再びA社C工場に戻ってくる者も多かった。」と証言してい

る。

さらに、B社は、「関係資料が残存していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 6 月まで

私は、昭和 43 年 4 月 1 日から平成 9 年 9 月 30 日までの間、A 社(現在は、B 社)に継続して勤務していたが、同社 C 支店から同社 D 支店に昭和 56 年 7 月に異動となった。申立期間に係る標準報酬月額は異動前の標準報酬月額と比べて低額となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が異動前の標準報酬月額と比べて低額となっている。」と主張している。

しかし、B 社は、「申立期間当時の手続において、着任店に係る被保険者資格取得届を提出する際に、金額が不確定である時間外手当分を除いて標準報酬月額を決定していると思われる。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間については、申立人が提出した給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額又はそれ以下であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないためあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月から 62 年頃まで

私は、昭和 58 年 5 月から 62 年頃までの間、A 市にあった B 社に住み込みで勤務していたが、年金記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に、B 社で勤務していた。」と主張している。

しかし、C 業に該当する B 社が厚生年金保険の強制適用対象業種となったのは、昭和 61 年 4 月 1 日である上、オンライン記録において、B 社は、厚生年金保険の適用事業所であることは確認できない。

また、所在地を管轄する法務局においても、B 社の商業登記は見当たらない上、申立人は事業主や同僚の名前を正確に記憶していないため、それらの者に聞き取り調査を行うことができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、勤めていたA社（現在は、B社）が移転したために通勤が困難となり、上司に退職を申し出た。しかし、C職をしており、業務の都合上、昭和44年9月も継続して勤務するように要請され勤務していたが、はっきりといつまで勤務していたかは覚えていない。しかし、同年8月末までは確実に勤務していた。

詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、「正確な日付までは不明だが、昭和44年9月頃まで申立人は勤務していたと思う。」と証言していることから、申立人が、申立期間頃において、A社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間頃に厚生年金保険の加入記録が確認できる44人に照会し、回答のあった27人のうち、申立人と同様に資格喪失日が月末となっている者は9人確認できるところ、当該9人のうち7人が「勤務期間と厚生年金保険の加入記録は一致する。」と証言している（残り二人は、それぞれ不明又は無回答）。

また、申立人が記憶する元同僚二人は、「申立てに係る事業所はしっかりした会社で、事務処理もしっかりしていたはずだ。会社の事務処理にミスはないと思う。申立人の今の記録で間違いないのではないか。」「申立人の現在の記録に誤りはないのではないかと思う。管理はしっかりしていたはずだ。」とそれぞれ証言している。

さらに、申立人の雇用保険の記録によると、離職日は昭和44年8月30日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

加えて、B社は、「申立期間当時の書類や資料等を保管しておらず、不明である。」と回答しており、申立期間当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月頃から 50 年 7 月 20 日まで
② 昭和 62 年 9 月頃から 63 年 1 月頃まで
③ 平成 13 年 1 月頃から同年 10 月頃まで

私は、昭和 48 年 8 月頃から 50 年 7 月 20 日まで A 社で正社員として勤務していたが、同年 2 月に入社した弟には同社での年金記録があるのに、私だけ年金記録が無いのは納得できない（申立期間①）。

また、昭和 62 年 9 月頃から 63 年 1 月頃まで、B 社で C 職として勤務し、健康保険証をもらった記憶もあるので調査してほしい（申立期間②）。

ほかに、平成 13 年 1 月頃から同年 10 月頃まで、D 社 E 店で F 職として勤務していた期間の年金記録も欠落しているので調査してほしい（申立期間③）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する C 職の手帳により、申立人が昭和 48 年 9 月に A 社に就職したことが確認できる。

しかし、申立期間①に A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元同僚は、「厚生年金保険に加入するかどうかは本人の希望を聞いて決められていた。」と証言しているところ、同社の申立期間当時の事業主は同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名の記載は無い上、申立期間①における被保険者資格取得者の健康保険証

整理番号に欠落は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人はB社における元同僚の氏名を記憶していない上、当該期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録を有する元同僚からも、申立人が同社に在籍していたことを確認できない。

また、B社における複数の元同僚は、「入社後少なくとも4か月は厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と証言している上、そのうちの一人は、「入社後1年以上は、社会保険に加入させてもらえなかったが、未加入期間には保険料控除は無かった。」と証言している。

さらに、B社は既に廃業しており、元事業主からも申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について証言を得ることができない。

- 3 申立期間③については、D社の元事業主及び元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、全国健康保険協会の記録により、申立人は、申立期間③を含む平成12年1月1日から13年11月1日までの期間、健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、D社の元事業主は、「特別な事情が無い限り、入社と同時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入させていた。」と証言しているところ、申立期間③において、申立人には雇用保険被保険者記録が確認できない。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 1 月 11 日まで

私は、昭和 53 年 8 月 31 日に A 社を退職後、同年 9 月 1 日に B 社に正社員として入社したが、ねんきん定期便を見ると、申立期間の加入記録が無い。入社と同時に厚生年金保険に加入する約束が C 営業所長との間にあった。社内誌記載の入社時の記事を提出するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する社内誌の記事、元従業員の証言等により、申立人が、申立期間において、B 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は既に解散しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除等について確認できない。

また、B 社の元役員の一人名は、「一定期間継続して勤務した者が正社員となり厚生年金保険に加入した。社会保険事務は本社で一括して処理していたが、昭和 50 年から 55 年頃は、急激な営業展開を行っていた時期であり、営業所も全国に及び、従業員の出入りも激しかったので、本社では正確な実態をつかめていなかったと思う。」と証言している上、オンライン記録において確認できる同社に係る厚生年金保険被保険者のうち、申立人の整理番号の前後 10 人に照会したところ、回答のあった 3 人のうち 2 人は、申立人と同様、D 職だったとしているところ、このうち 55 年 3 月に資格を取得している一人は、「私は 54 年 4 月に入社した。」と証言していることから、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「将来のことを考え、入社と同時に厚生年金保険に加入

するとの約束がC営業所長との間にあった。」と主張しているが、C営業所長だったとする元上司は、「厚生年金保険のことは分からない。申立人の入社の際に自分が面接した記憶は無く、加入の約束をした記憶も無い。」としており、申立人の当該主張について確認できない。

加えて、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月25日から30年7月1日まで

私は、昭和26年11月1日からA事業所に勤務し、32年4月まで勤務した。勤務途中の昭和30年7月1日には、B事業所に社名が変更されたが、その際に、当時の担当者から、「社名は変わったが、給与や社会保険はこれまでと変わらないから心配しないように。」と言われたことを鮮明に覚えている。

ところが、A事業所に勤務していた期間のうち、昭和26年12月25日から30年7月1日までの年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和26年11月1日からA事業所に勤務し、その後30年7月1日にB事業所に社名変更されたものの、32年4月まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は昭和26年12月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、B事業所として30年7月1日に再度、適用事業所となっていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる元同僚は、全て死亡又は所在不明であるため、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A事業所及びB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、A事業所で昭和26年12月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B事業所で30年7月1日に同資格を再取得している者が3人確認でき、申立人を含むこれら4人は、いずれもA事業所とB事業所での厚

生年金保険記号番号が異なっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から同年 12 月 15 日まで

申立期間当時、私は、A社の事業主であったが、会社の経営が苦しく、平成 15 年 12 月*日に破産したこともあり、国に納付すべき厚生年金保険料の一部は未納のままとなった。

前述のとおり会社の経営状態は良くなかったが、申立期間に係る標準報酬月額は、実際の給与額よりも低すぎると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、オンライン記録によると、平成 15 年 12 月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、これまで 36 万円と記録されていたところ、同年 3 月 24 日付け及び同年 11 月 18 日付けで 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社は厚生年金保険の適用事業所となった当初の平成 14 年 5 月から厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）から同社の当時の代表取締役である申立人に何度も納付勧奨が行われた結果、数回に分けて遡って保険料が納付されていること（滞納保険料の一部は不能欠損整理）が確認できるところ、申立人は、「会社の経営が厳しかった頃であり、社会保険事務所に何度か出向いて滞納保険料の納付方法や納付時期等について相談した。相談時に、同事務所職員から手渡された書類に押印したことがあったと思う。」と供述しているところ、申立人の妻である取締役及び申立人の娘の標準報酬月額についても 15 年 3 月 24 日及び同年 11 月 18 日に引き下げられていることが確認できる。

これらのことから、事業主は、滞納保険料を減額するため、社会保険事務所

の不適切な指導に基づき届出を行ったものと認められ、その結果、社会保険事務所において事実と異なる処理が行われたことは明らかであり、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。

しかし、A社の商業登記簿から、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、私が社会保険事務を担当していた。」と供述している。

さらに、オンライン記録及び上記滞納処分票により、申立期間に係る標準報酬月額引下げに係る事務処理日は、申立人が社会保険事務所において納付勧奨を受けている日と一致していることが確認できることから、申立人は申立期間における標準報酬月額の減額処理に関与したものと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月 10 日から 47 年 5 月 21 日まで
② 昭和 47 年 5 月 22 日から 51 年 11 月 11 日まで

A社では私が経理事務をしており、給与額を低く届け出た記憶がある。確認できる資料は無いが調べてほしい（申立期間①）。

また、B社（現在は、C社）でも、給与と比べて標準報酬月額が低いように思う。同社退職時の雇用保険受給資格者証があり、公共職業安定所には、離職票が残っていると思うので調べてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社で経理事務を担当しており、上司の指示で報酬月額を低く届け出た記憶がある。」と主張している。

しかし、A社は既に廃業しており、申立期間①当時の事業主及び上司も既に死亡している上、同社の顧問会計事務所に照会したものの「資料は残っていない。」と回答していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、「給与からの保険料控除については適切に行っていた。」と供述している。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

2 申立期間②について、申立人は、「給与と比較して標準報酬月額が低い。」と主張している。

しかし、C社の現在の事業主は、「申立期間②当時の資料は、建物等を譲

渡する時に全て私が処分したので提供することができない。また、申立期間②当時の事業主は既に死亡しているが、届出は適切に行い、申立ての標準報酬月額に基づく保険料は納付していないはず。」と回答している上、申立期間②当時の経理担当者は、「標準報酬月額として届け出していた賃金の範囲は基本給と残業手当であり、法定どおりの保険料率により給与から保険料を控除しており、間違いは無いはずである。」と供述している。

また、申立人のB社に係る被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらず、オンライン記録とも一致している。

さらに、公共職業安定所は、「B社の離職に係る雇用保険の支給歴は確認できるが、支給状況は確認できない。」と回答している。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

私の夫が社長であるA社は、B業を主にしており、申立期間当時、私は、朝早くから夜遅くまで、仕事に追われていたので、途中で辞めるはずが無い。また、申立期間は会社が業績を伸ばしていた頃であり、保険料を払わなかったことは一度も無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A社において、仕事に追われていた。」と主張しており、元事業主である申立人の夫及び元従業員3人は、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを証言している。しかしながら、同社は既に廃業しており、申立人が、申立期間当時、同社において勤務していたことを確認できる資料が保管されておらず、同社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録も見当たらない上、申立人は事業主の妻であり、同社の所在地と申立人の住所地が同一であること、及び申立人が供述する仕事の内容等を踏まえると、申立人の申立期間当時における勤務状況が明確でない。

また、上記の元事業主は、「事務担当者に申立人の資格を喪失するような指示をしたことはなく、国の記録どおりの届出は行っていない。申立期間において申立人の給料から厚生年金保険料を控除し、国に納付した。」と回答しているものの、これを確認できる資料等は保管されていない上、申立人が申立期間当時の事務担当者として名前を挙げた二人のうち一人に文書照会しても、回答が得られず、残りの一人は既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 43 年 6 月 4 日に、健康保険番号*番で被保険者資格を取得し、48 年 1 月

29日に同資格を喪失後、同年5月1日に、再度、健康保険番号*番で、同資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致する上、再度、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した時の申立人の標準報酬月額(4万2,000円)は、申立期間直前の標準報酬月額(2万円)と大幅に相違する。

加えて、上記の被保険者原票によると、申立人は、申立期間の始期である昭和48年1月29日に健康保険証を返納していることが確認できる上、申立期間直前は、被扶養者欄に申立人の子3人の名前が確認できる一方、再度、被保険者資格を取得した際と同原票の被扶養者欄は空欄であることから、申立期間当時、事業主は、何らかの理由により申立人の被保険者資格を喪失させた可能性がうかがえる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年10月1日まで

私は、申立期間当時、A社で専務取締役として勤務していた。当時、控除されていた厚生年金保険料に対応する標準報酬月額と年金記録の標準報酬月額が相違するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA社に係る給与支払明細書によると、申立人の申立期間に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、i) A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であることが確認できること、ii) 申立人によると、「申立期間当時、私は、同社の給与計算、資金繰り及び経理伝票等の指示管理等を行っていた。提出した給与支払明細書の係員欄の押印は自分の印である。」と供述していること、iii) 申立期間当時、同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し所在が確認できる8人に申立人の職務内容等を照会したところ、回答のあった7人全員が申立人は専務取締役であり、給与計算に関与していた旨の証言をしていること等から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月1日から46年6月30日まで
② 昭和46年6月30日から48年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、いずれもA社で勤務していた期間について、申立期間①は脱退手当金が支給済み、申立期間②は厚生年金保険被保険者記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①に係る脱退手当金を受給したことは無いし、申立期間②は厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和46年6月30日、脱退手当金の支給決定日は47年9月29日であることが確認できるところ、同社で申立人と共に取締役となっている申立人の妹も、申立人と同日付で資格を喪失し、脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、申立人及びその妹が、同社は46年8月30日の厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も事業を継続していたと主張していることを踏まえると、同社による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②については、A社における元同僚二人の証言から申立人が申立期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は昭和46年8月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後、48年6月1日に再び適用事業所となり、申立期間②のうち46年8月31日から48年5月31日までの期間については、同社が適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は既に廃業し、当時の関連資料が保存されていないため、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録から、申立期間②中の昭和47年9月29日に、申立人の申立期間①に係る脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 1 日から同年 8 月 30 日まで
私は申立期間の脱退手当金を受け取った記憶が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 12 月に A 社を退職後に、同社に脱退手当金の代理請求を依頼し、その際脱退手当金を受給したことを認めているが、同社の被保険者期間のみを対象としたものであり、申立期間である B 事業所に係る被保険者期間は算入されていないはずであると主張している。

しかしながら、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、オンライン記録により、脱退手当金は、申立期間の被保険者月数 6 か月と A 社の被保険者月数 30 か月を合算した 36 か月を基礎として、1 万 6,178 円が昭和 38 年 11 月 22 日に支給決定されていることが確認できることから、当該申立期間を含めた期間を計算の基礎として支給決定されたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から同年 10 月まで
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 2 月 21 日まで

申立期間①については、A社において総務的な事務をしていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

申立期間②については、B社（現在は、C社）を退職後も別の事業所でずっと勤めていこうと思っていた。脱退手当金の制度も知らなかったし、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社における業務内容及び当該事業所の所在地等を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保管していない上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者記録を有し、所在の確認できた6人に照会したものの、6人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、上記被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、昭和 33 年 3 月に高校を卒業し、A社に入社した元従業員によると、「申立人のことは記憶していない。同期入社は自分を含め二人であり、

自身の同社における年金加入日は入社してから3か月から4か月後となっている。」と供述していることから、申立期間①当時、当該事業所では、従業員について、必ずしも全ての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る脱退手当金については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の欄に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額には計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和38年2月21日）から約1か月後の同年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年の前後1年以内に同資格を喪失した14人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、そのうちの9人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、9人全員が同資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 31 年 7 月 24 日まで

A社の退職時に脱退手当金を受給したことは覚えているが、申立期間であるB社の期間については、脱退手当金を受けた記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務したA社における被保険者期間については、脱退手当金の受給を認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、当該脱退手当金は、同一の被保険者番号で管理されていたA社における被保険者期間及び申立期間を通算した期間を基礎として計算されており、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無い上、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年8月19日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

また、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)へ回答した年月日である「回答済 35. 6. 8」の記載が確認でき、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 1 日まで

私が保管する「賃金支給および控除明細書」(以下「給料明細書」という。)を確認したところ、申立期間における実際の給料支給額と日本年金機構から提示された標準報酬月額に差があるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間①、②及び③に係る給料明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人から提出された源泉徴収票(昭和 46 年分及び 49 年分)及び市民税・県民税特別徴収税額通知書(昭和 47 年度分、48 年度分、49 年度分、50 年度分及び 60 年度分)に記載されている社会保険料等の額は、いずれも、申立人から提出された上記の給料明細書及び賞与一時金支給明細書に記載されている社会保険料控除額の合計と一致することが確認できる。

さらに、A社企業年金基金が保管する申立人に係る加入者台帳に記載されている申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、同基金では、

「社会保険事務所（当時）に提出する届出用紙と基金に提出する届出用紙は複写式となっていたため、その記載内容は必ず一致していた。」と回答している。

加えて、A社B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間①、②及び③の標準報酬月額がオンライン記録と一致する上、申立人の標準報酬月額が遡って引下げ訂正が行われた形跡は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 44 年 7 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 8 月 1 日から 48 年 1 月 26 日まで

国（厚生労働省）の記録では、申立期間①、③及び④について、A社（現在は、B社）を退職後に脱退手当金が支給された記録となっている。私は、脱退手当金を受け取った記憶は無い。

また、私は、申立期間②について、C社で勤務していたが、D社の社員が急に退職することになり、C社と同一条件でD社に入社したが、国（厚生労働省）の記録では厚生年金保険被保険者記録に8か月間の空白期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、脱退手当金裁定請求書に添付されている厚生年金保険脱退手当金裁定伺には、「支払済 48. 4. 9 会計係」の押印が確認できることから、申立期間の脱退手当金は、社会保険事務所（当時）の窓口で昭和 48 年 4 月 9 日に支給されたものと考えられる。

また、申立期間④の事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間①、③及び④を通算して算出された脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後

に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあらず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間①前の厚生年金保険被保険者期間（3期間）があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえ、未支給期間があることに不自然さはいくつかあらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「D社に入社し、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の申立期間における在籍を確認できる資料は保管されておらず、不明である。」と回答している上、D社において被保険者資格を有する12人に対し照会したが、申立人の入社時期について具体的な供述を得ることができない。

また、上記の脱退手当金に係る「昭和48年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票」によると、A社（当時は、D社）における申立人の就職年月日は「昭和45年3月1日」と記載されていることが確認できる。

さらに、D社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日は、「昭和45年3月1日」、資格取得届は、「45.3.17」と記載されていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人の記号番号は昭和45年3月17日に払い出されていることが確認できることから、オンライン記録に不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月26日から36年8月21日まで

A工場で勤務していた期間の脱退手当金が受給済みになっているが、受給したとされる頃は、育児に手が掛かり、余り外出もできなかった時期であり、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和32年4月26日の前後1年間に同資格を取得している女性従業員59人のうち、申立人が同資格を喪失した36年8月21日の前後3年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている18人（直後に他事業所に転職した者を除く。）の記録を確認したところ、10人に支給記録が確認でき、そのうち8人が、同資格の喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年12月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から33年11月1日まで
申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを今回初めて知ったが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和34年10月5日に支給決定されているほか、申立期間の事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険出張所（当時）へ回答した年月日である「回答済 34. 9. 7」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 5 月 30 日まで

私は、平成 14 年に社会保険事務所（当時）で、独身時代に勤務した A 社の厚生年金保険の期間が脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。

A 社における退職時の給料も不払いだっただのに、どうして脱退手当金を受給した記録になっているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 38 年 8 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、前述の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 38 年 5 月 30 日）の前後 3 年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性二人（申立人及び当該事業所退職後 6 か月以内に他社で被保険者資格を取得している二人を除く。）は、いずれも資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる上、当該二人のうち一人は、「私の脱退手当金受給手続は、会社が行ったと思う。」と証言していることを踏まえると、当該事業所において、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当

金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から30年12月28日まで
② 昭和31年3月1日から32年3月26日まで
③ 昭和33年1月5日から35年7月27日まで

私は、年金の受給手続きに行って、申立期間の厚生年金保険被保険者期間について、申立期間①については昭和31年2月2日、申立期間②及び③については36年12月26日に、脱退手当金を受給した記録になっていることを初めて知って驚いた。2回とも受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものの2回にわたり支給されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、申立期間①に係る脱退手当金が支給されていることを示す記載が確認でき、当該旧台帳に記載されている資格期間、支給日等は、オンライン記録と一致する上、申立期間②及び③に係る脱退手当金の支給決定日の約2か月前の昭和36年10月27日及び同年11月6日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている。

さらに、2回の脱退手当金は、いずれも支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 20 日から 36 年 10 月 8 日まで

私は、昭和 36 年 10 月に A 事業所を退職し、同年 12 月に結婚した。

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は脱退手当金を受給したことになっているが、私には受給した記憶が無いので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の前後 100 人のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者は 15 人確認でき、そのうち、12 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、当該 12 人のうち、申立人を含む 3 人の支給決定日及び他の 2 人の同決定日が各々同一日であることが確認できることから、申立人等の委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

さらに、A 事業所を退職後、厚生年金保険の加入記録が無く、国民年金についても、昭和 39 年 6 月まで加入記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から42年10月24日まで

私は、昭和39年6月にA社に入社し42年10月まで在籍していた。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立期間について期間は特定できないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和46年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同保険の適用事業所となる前の期間である上、上記元同僚は、「同社では、46年2月1日に厚生年金保険に加入した。申立期間においては、厚生年金保険に加入していない上、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、A社は既に廃業しており、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間について国民年金に加入しており、そのうちの昭和41年4月から42年3月までの保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 12 月 1 日まで、A 事業所（3 年 6 月 20 日からは、B 社）及び C 社（5 年 10 月 7 日設立）において継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 5 年 10 月 7 日までの期間について、申立人は、「A 事業所及び B 社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかしながら、A 事業所及び B 社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、同事業所の代表取締役は平成 4 年 11 月から、取締役は 2 年 4 月から、及び 5 年頃入社した元従業員は 5 年 1 月から、それぞれ国民年金の加入記録が確認できる。

また、D 共済組合 E 支部から提供のあった組合員名簿によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までの間、D 共済組合の任意継続組合員であったことが確認できる。これについて、同支部によると、任意継続組合員の健康保険厚生年金保険への加入について、「任意継続組合員になった後、厚生年金保険に加入するに至った場合、同保険は政府管掌健康保険の加入と同時に加入するものであり、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の加入を優先し、任意継続組合員本人から任意継続組合員資格喪失届を提出してもらい、任意継続組合員であることはできない。」と回答している。

2 申立期間のうち、平成 5 年 10 月 7 日から同年 12 月 1 日までの期間について

て、申立人は、「C社に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であった。」と主張している。

しかしながら、C社は、平成5年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった際に同社に勤務していたことが確認できる従業員のうち二人は、「同社の従業員は7人であった。」、「同社の従業員は5から6人であった。」とそれぞれ供述しているところ、同社において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる従業員7人（申立人及び取締役である申立人の配偶者を含む。）の同資格の取得日は、7人全員が同社が適用事業所となった平成5年12月1日であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から27年7月1日まで

私は、A社において、昭和26年9月1日から27年7月1日まで勤務していたが、同社で勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。私が、当時通学していたB高等学校（定時制）のあっせんで同社において勤務していたことは間違い無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況について詳細に記憶していること、申立人が記憶する元従業員の氏名が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できること、及び同社の元従業員一人が、「申立人のことを覚えている。申立人は定時制高校に通いながら事務所で勤務していた。よく頑張っているなど思っていた。申立人の勤務開始時期は覚えていないが、工場が閉鎖になった昭和27年6月頃まで勤務していたと思う。」旨、供述していることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格が確認できる61人のうち、所在が確認できた元従業員15人に照会したところ、7人から回答を得たが、そのうちの3人は、「会社の経営状態は、昭和26年の年末から悪くなった。給料の遅配などもあった。結局、27年6月頃、工場が閉鎖になった。」旨、供述している上、同社は、同年同月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、同年同月1日から同年7月1日までの期間については、同社が適用事業所でなくなった後の期間である。

また、A社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得し

ている者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

さらに、前述の元従業員3人は、「会社は、元々、C社の第二工場として発足し、D社として法人化された。その後、A社に社名変更した。同社とC社は、親子関係の会社であり従業員の交流もあった。」旨、供述しているところ、C社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名を確認できない上、健康保険番号に欠番も見当たらない。

加えて、A社の申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者は、既に死亡又は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 12 日から 37 年 12 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金の受給確認の通知が届き、A社で勤務していた期間が脱退手当金支給済みと記載されていた。

しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金の支給決定日は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年4月11日となっているところ、脱退手当金裁定請求書には、同日に脱退手当金が現金で支払われた旨の記載が確認できる上、領収欄には申立人の母親の署名及び押印が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、「脱退手当金」の印が押されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 9 日から 41 年 9 月 1 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名、押印、生年月日及び住所の記載並びに申立期間に係る事業所名の押印が確認できる上、当該裁定請求書には申立人がA社の代表者を脱退手当金受領代理人とする委任状が添えられている。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 83 人について調査したところ、昭和 40 年から 43 年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者が 32 人確認でき、そのうち申立事業所を最終事業所として脱退手当金の支給決定記録のある 16 人について、その全員が同資格喪失日から 7 か月以内に支給決定がなされていることが確認できる上、当該支給決定日が同一日（昭和 41 年 10 月 14 日に 3 人、同年 12 月 26 日に 4 人）である事例が確認できることから、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 12 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、昭和 34 年 2 月 1 日から 36 年 5 月 20 日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なってい

る上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成14年2月8日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 10 日から 41 年 12 月 21 日まで
私は、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、同社を退職した約1か月半後に脱退手当金が支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名・押印並びに「41年12月27日受付」及び「42年2月4日小切手交付済」の押印が確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の備考欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額が、職種及び雇用形態に変化がなかったにもかかわらず、前後の期間に比べて低くなっているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間における標準報酬月額が、前後の期間に比べて低い。」と主張している。

しかしながら、A社の厚生年金保険事務担当者は、「申立期間における申立人の賃金台帳等を保管していないので詳細は不明であるが、申立人の派遣先事業所は、B市のC地内のD社であることから、災害特例を適用したのではないか。」と回答している。

また、D社は、「派遣社員の勤務記録等を保存していないため、申立期間における申立人の勤務状況については不明であるが、災害当時の同社は相当に事業運営に支障を来しており、詳細は不明だが女子社員には少なくとも一週間以上の自宅待機を命じたということである。」と回答している。

さらに、A社に係るオンライン記録によると、平成 7 年 3 月 28 日付けで 8 人（申立人を除く。）が同年 1 月に遡って標準報酬月額が減額改定されていることが確認でき、当該 8 人全員に照会し 3 人から回答を得たところ、そのうちの二人は、「災害当時の派遣先事業所はB市内であった。」とそれぞれ回答している上、そのうちの一人が、A社が発行した同年 1 月及び同年 2 月の保険料控除額の変更についての説明書を事業主から受領しており、当該元同僚が所持する給与支給明細表から当該変更に基づく保険料控除がされていることが確認できる。

加えてA社から提出された申立人に係る人事カードにおいて確認できる報酬月額、標準報酬月額 24 万円に相当し、当該標準報酬月額は平成 7 年 2 月から同年 9 月までのオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
私は、A社において、平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 7 月 31 日まで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。
私が、平成 7 年 7 月 31 日まで A 社において勤務していたことは間違い無く、同年 7 月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、平成 7 年 7 月 31 日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら A 社は、「申立人の当社における退職年月日は、平成 7 年 7 月 30 日であり、その翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと思う。また、同年同月分の厚生年金保険料の控除については、一旦は誤って保険料を控除したが、その後、返金したので、当該保険料を控除していないと思う。」旨、回答している。

また、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人の A 社における離職日は、平成 7 年 7 月 30 日と記録されており、当該離職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日は一致していることが確認できる。

さらに、全国健康保険協会 B 支部は、「申立人が健康保険任意継続資格を平成 7 年 7 月 31 日に取得した。」と回答している。

なお、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 2 月 16 日から 39 年 10 月 31 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間の脱退手当金が支給済みとされていることを今回初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には「受付 43. 9. 4」、「小切手交付済 43. 10. 1」、「支払通知書発送済 43. 10. 2」の押印が確認できるとともに、脱退手当金計算書にはA社B支店名とともに「支払通知書発送済 43. 10. 2」の押印が確認できることから、申立期間の脱退手当金は、同社に国庫送金され、同支店において支給されたものと考えられる。

また、申立人には記録上、未請求となっている申立期間①及び②の間の厚生年金保険被保険者期間があるものの、申立期間①及び②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②を通算した脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月後の昭和43年10月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。